

# 「認定こども園」の鳥取県認定基準(案)についてのパブリックコメントの実施結果について

平成18年11月10日  
教育・学術振興課  
子ども家庭課  
小中学校課

## 1 募集期間

平成18年9月4日(月)～9月29日(金)(26日間)

## 2 周知・募集方法

- (1) 周知方法 記者発表、関係機関に対する説明会、新聞への広告掲載、ホームページへの掲載
- (2) 募集方法 郵便、ファクシミリ、電子メール、県窓口(県民室又は県民局等)の意見募集箱への投函

## 3 応募数

総数 27団体・人 (件数 83件)

内 訳	団 体			個 人				不 明
	市町村	保育所	その他	保育士	学校教諭	保護者	その他	
	1	1	2	2	1	2	16	2

## 4 応募意見

### (1) 職員配置について 16件

主な意見

- ・保育所と幼稚園が一体化する際、低いほうの基準ではなく、高いほうの基準に合わせることを。
- ・この配置基準に定める職員はすべて常勤とすること。

### (2) 職員資格について 2件

主な意見

- ・「3歳以上児の学級担任」について、幼稚園教諭免許保有者の確保が難しい場合の緩和措置について、実務経験年数「2年以上」を「3年以上」に改めること。
- ・幼稚園教諭免許又は保育士資格が取れない場合について、認定を受けやすい基準を検討すること。

### (3) 施設設備について 12件

主な意見

- ・乳児室、ほふく室は一人あたり5平方メートル以上とすること。
- ・「食」は大切であるため、調理室は必置とすること。

### (4) 教育及び保育の内容について 5件

主な意見

- ・地域や保護者のニーズにこだわらない、子どもの保育の質を重視した基準とすること。
- ・保育内容(カリキュラム)は、保育と教育を時間により分断するのではなく、子どもの一日の生活を丸ごととらえたものにする。

( 5 ) 保育者の資質向上等について 2件

主な意見

- ・子育て支援者の質のアップのために、研修を強化すること。
- ・正職員以外の保育者の研修を充実すること。

( 6 ) 子育て支援について 6件

主な意見

- ・育児、子育て相談等のための専用室や一時保育室の確保、そのための専任職員の配置を義務付け、条件整備に必要な財政措置を行うこと。

( 7 ) 管理運営について 11件

主な意見

- ・「認定こども園」を保護者が適切に選択できるように、保育目標、職員の構成と配置数、施設設備、保護者会の有無等、具体的に示せるように条例で一定の公表基準を定めること。
- ・運営にあたっては、職員・保護者・地域住民等の参加の仕組みとして、評議委員会等の設置を義務付けること。

( 8 ) その他制度等に関する事 29件

主な意見

- ・「認定こども園」は、保育に欠ける子どもの入所に関わり、施設の選考基準と選考結果、入所状況を市町村に報告することを義務付けること。
- ・認定手続き（新規及び更新）において、「市町村との協議を行うこと」を必要条件として明記すること。
- ・「認定こども園」と利用者との直接契約を認めないで、現行の市町村と利用者との契約の仕組みとすること。
- ・幼稚園型の「認定こども園」と保育所型の「認定こども園」について、それぞれの無認可部分の保育所、幼稚園での入所対象者の負担軽減のための助成制度を検討すること。
- ・名称、内容から既存の施設より優れた施設であるかのような誤解を与えかねないため、正しい理解が得られるような広報が必要。